

# 未検査米を出荷・販売されるナラシ加入者の皆様へ

令和3年産から、農産物検査によらない方法により数量確認した場合も、ナラシ対策の交付対象となりました。

農産物検査によらない方法でナラシの交付を受けるには、交付申請時に、ナラシ交付対象であるための要件を満たしていることを確認できる書類を提出する必要があります。

米の調製や販売の際には、下記の確認書類の作成・保管にご注意ください。

## 農産物検査を受検しない米の確認書類

- ① 交付前年度の3/31までに出荷・販売した数量を確認できる書類  
(販売伝票、販売契約書など)
- ② 販売先において主食用途とすることが決定していることが確認できる書類  
(販売先の確約書、販売契約書など)
- ③ 1.70mm以上のふるい目で調製したことが確認できる書類  
(1.70mm以上のふるい目で調製したことを明記した販売契約書、販売伝票など)
- ④ 水分含有率が基準を満たしていることが確認できる書類  
(水分含有率16.0%以下※<sup>1</sup>であることを明記した販売契約書、販売伝票など)
- ⑤ 産地、品種※<sup>2</sup>、産年が確認できる書類  
(種子購入伝票、栽培記録、販売伝票など)

③、④について、令和3年産の交付申請では、特例措置として既に取り交わした販売伝票等に出荷・販売先の確認を得た上で追記することも可としましたが、令和4年産の交付申請に向けては、あらかじめ該当事項を記載した書類を作成し、提出いただくようお願いします。

※1 (i) 醸造用玄米を除く玄米：16.0%

(ii) 醸造用玄米：(1) 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県：16.0%

(2) 新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県及び沖縄県：15.5%

(3) その他の都府県：15.0%

※2 北海道、兵庫県、高知県、宮崎県及び鹿児島県のみ

お気軽に、無料電話相談



0120-38-3786

受付時間：平日9:00~17:00

自動的にお住まいの地方農政局等に繋がります。

ご注意：携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話など一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」を押してお掛けください。左記以外にも、最寄りの都道府県拠点等や地域農業再生協議会（市町村、JA等）までお気軽にご連絡ください。

## 農林水産省